

専用給水装置の共同使用に係る水道料金の計算の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成田市水道事業給水条例（平成10年3月31日条例第19号。以下「給水条例」という。）第22条第2項及び成田市簡易水道事業給水条例（平成18年3月24日条例第37号。以下「簡易水道事業給水条例」という。）第2条第2項に定める専用給水装置の共同使用（以下「共同使用」という。）に係る水道料金の計算の特例に関して、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「共同住宅」とは、1棟の建築物の内部が独立した複数の住居に仕切られたものをいう。

(要件)

第3条 この要領は、次の各号の要件に適合した共同住宅について適用する。このとき、1つの住居を1戸の住宅とみなす。

- (1) 相互の住居が固定された柱、壁及び床などの構造により人の移動が遮断されており、かつ独立した家庭生活が営めること。
- (2) 各住居内に各々1以上の居室・台所・トイレが設けられていること。
- (3) その住居が生活の本拠であること。
- (4) 計量される使用水量すべてが生活用水であること。
- (5) 共同住宅に複数の水道使用世帯があること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めたもの。

2 前項に規定する共同住宅において1戸に2世帯以上居住するものであっても1戸とみなす。

(申請)

第4条 給水条例第22条第2項又は簡易水道事業給水条例第2条第2項の共同使用に係る水道料金の計算の特例の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、専用給水装置の共同使用取扱申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 専用給水装置の共同使用取扱に係る入居者名簿（第2号様式）
- (2) 申請場所地図（案内図）
- (3) 建物全体の平面図（建物の利用状況がわかるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が提出を求めた書類

2 申請者は、給水契約者又は給水契約者から委任を受けたと認められる者とする。

(適用の可否及び時期)

第5条 管理者は、前条の申請があったときは、申請書類の審査及び必要と認める場合は現地調査を行い、適用の可否を決定し、その旨を専用給水装置の共同使用取扱決定・却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項により、適用するとした場合は、決定日の次の検針水量に係る水道料金から適用とする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、入居又は転出等により、入居戸数等に変更があった場合又は共同使用の取扱を廃

止する場合は、専用給水装置の共同使用取扱（変更・廃止）届出書（第４号様式）により、遅滞なく管理者へ届け出なければならない。

- 2 管理者は、前項の届出があったときは、届出書類の審査を行い、受理した内容について専用給水装置の共同使用取扱（変更・廃止）受理決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第７条 管理者は、水道料金の滞納又はこの基準に定める届出等の義務の不履行があったときは、第５条第１項により適用するとした共同使用取扱の決定を取消することができる。

（水道料金算定等）

第８条 第５条第１項により適用するとした共同使用については、次に定めるところにより、水道料金の算定等をするものとする。

- (1) 毎月分の使用水量は、給水条例第２３条第１項により算定するものとする。
- (2) １月分の１戸当りの使用水量は、前号で算出した前月分及び当月分の水量を第５条第１項により通知した専用給水装置の共同使用取扱決定・却下通知書（第３号様式）にある認定戸数（以下「認定戸数」という。）で除して得られた水量とする。ただし、前段で得られた水量に１立方メートル未満の端数が生じたときは、前段で得られた水量が立方メートル単位で整数となるように切捨てをして得られた水量を認定戸数から１を引いた戸数の水量とし、残りの１戸については、端数分を加えた水量とする。
- (3) 使用水量に対する従量料金（以下「従量料金」という。）は、前号により算定された使用水量に応じた１戸当たりの従量料金を給水条例第２２条第１項又は簡易水道事業給水条例第２条第１項の規定に基づき算定し、各戸の使用水量に応じた従量料金を合計した額とする。
- (4) 基本料金の額は、給水条例第２２条第２項又は簡易水道事業給水条例第２条第２項の規定により、給水装置の口径に応じた金額に認定戸数を乗じた金額とする。
- (5) 水道料金は、前々号の従量料金及び前号の基本料金の額を合計した額とする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、「専用給水装置の共同使用に関する要綱」の規定により現に共同使用に係る水道料金の計算の特例の適用を受けている者は、なお従前の例によることができるものとする。